

第3回高山市空家等対策協議会 議事録

【1 開会】

事務局 | 開会のことば

【2 事務局長あいさつ】

事務局長 | 御礼
協議会設立の経緯
第1回・第2回協議会の振り返り

【3 議事】

- (1)空家等調査の結果について
- (2)空家候補建築物の所有者等アンケートの実施について

事務局 | 事務局より、資料に従い説明

【質疑】

委員 | 関係団体への情報提供（まちづくり飛騨高山：52件 宅建協会：198件）の建物を市民へ周知する等次の行動予定はあるのか

事務局 | 情報提供について、アンケートで了承を得た物件を対象としており、今後もアンケートを継続する
また、まちづくり飛騨高山と宅建協会の他にも別の団体や関係者に提供することも考えられる

委員 | P4 問5の回答は複数回答が可能なのか

事務局 | 複数回答が可能

委員 | 情報提供のあった198件のうち、10件を会員で管理しているがその中でも、レッドゾーンや接道条件を満たさない建物は建替えることができず、売れないため公園や農地等にしかない
岐阜県に加茂郡白川町では敷地内が一部農地利用している空家を購入する際、当該空家の敷地内に農地があり農地の売買が出来ない非農業者の方であっても、当該空家の敷地内にある農地且つ100㎡以内であれば3条申請をすることで購入することが出来る制度があるが、高山市も農務課を協議会に参画させて、旧高山地域では難しいかもしれないが支所地域で支援等考えなければ過疎化が進む
大新町1丁目の一角で昔火事があり、その後の建て替えて、4軒程高さが低い建物がある 高さが低すぎて外国人では頭をぶつけてしまうため伝建等制度の緩和処置を

事務局 | 空家の取り組みの中で、空家への支援や建築基準法の緩和等の見直しは必要であり、今は検討段階である 相談体制等も整えながら今後の対応を行う

委員 | P6の資料の管理不全の建物とあるが、管理不全の建物の中で所有者不明の人数は把握しているのか

事務局 | アンケート送付時に税務情報等である程度調べた上で送っていないのが130件あり、送付したものうち、宛先不明で返送されたのが25件 合わせて155件が所有者不明である

委員	特定空家等審査会とあるが審査会はもう作ってあるのか
事務局	まだ審査会の設置はしていないが、今後設置をする方向で検討しているところ
委員	P8 から P9 にかけて空き家対策等取り組みの中の空家化の予防について、安心して住み慣れた家であったりですか、障がい者の方等が出来るだけ自分の家で住んでいきたいという中でこういった取り組みが大事になるが、認知症や精神の病気で判断がつかなくなったりした方々への支援が必要
	社会福祉協議会でも成年後見制度の活用促進を図っており、一人暮らしの方も今後施設への入所を考えていただかなければならない中で、こういった制度は基本であり大切になるため今後ボリュームをふくらませてほしい
	中心市街地における取組ということで、社会福祉協議会でも商工課等と一緒に空き店舗の活用をしているが、官と民が一体となって一層推進していきたい
	1人暮らしの方にとっていずれ施設に入所された際、リバースモーゲージの活用を積極的に活用している方もみえる リバースモーゲージについても考えてみてほしい
事務局	長く活用していくという中で、高齢者の方も安心して住んでいただくための支援は基本であり、リバースモーゲージやその他にも施策を充実させていきたい
	成年後見制度については、具体策は無いが今後広げていきたい
委員	まち協としては、協議会の情報を吸収して空家等に事務所等をつくったりしてもよいのか
事務局	使っていただくことも活用の一部になる
委員	文章に注釈をつけることでわかりやすくなる
	空家対策計画の計画期間が8年とあるが、長く感じる 8年の意図は
事務局	5章1条例の制定の中身は 計画期間は高山市の第八次総合計画に合わせている 計画の見直しについては今後の情勢等踏まえながら見直しをしていきたい 条例の中身については、特定空家等の取り組みについて、法律では大枠が定められているが、実際手続きをする中では条例や条例の代わりになるものが必要になる さらに、取り組みの一つとして建築基準法の緩和についても条例の制定の中身となる 今後も皆様からの情報提供をお願いする

【4 今後の予定】

【5 閉会】

事務局	情報提供のお願い 次回協議会の開催予定時期（来春） 閉会のことば
-----	--